

環境省

《環境省》

表 17-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日策定） 平成18年4月1日改正 平成20年4月1日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成18年4月1日から23年3月31日までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策及び規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象。
	③ 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、環境省大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成21年度環境省政策評価実施計画（平成21年4月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：9施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 成果重視事業（モデル事業）について、事後評価（事業評価方式）を行う。

表 17-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	規制に関する評価（新設規制）：21件 〔表 17-3-ア〕 《 8 件 》 〔表 17-3-イ〕	規制の新設は有効	21	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	21 《 8 》	
	個別公共事業の評価：1件 〔表 17-3-ウ〕	事業の実施は有効	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：9件 〔表 17-3-エ〕	取組を引き続き推進	0	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	0
			施策の改善・見直し	9	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	9
		概算要求に反映				
	機構・定員要求に反映	8				
					機構要求に反映	6
					定員要求に反映	7
				政策の重点化等	9	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	事業評価方式：1件 （成果重視事業） 〔表 17-3-オ〕	事業の実施は有効	1	事業は完了するが、評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）。	1	

（注） 《 》は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 17-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日、22 年 2 月 25 日、3 月 4 日及び 3 月 12 日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	
1	製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する措置の新設・拡大
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
2	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設
3	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し
4	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
5	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出
6	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化
7	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け
8	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け
9	報告徴収及び立入検査の対象拡充
10	措置命令の対象拡充
11	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設
12	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置
13	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化
14	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化
15	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設
16	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設
環境影響評価法の一部を改正する法律	
17	環境影響評価図書インターネットによる公表を義務付け
18	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け
19	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設
20	方法書段階における説明会の義務付け
21	法的関与要件に交付金事業を追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-①参照。

(2) 以下の 8 政策は、その結果を平成 20 年度に事前評価書として公表し、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 17-3-イ 規制を対象として平成 20 年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令	
1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加
特定家庭用機器再商品化法施行令	
2	対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令	

3	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
4	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律	
5	海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地区内の行為規制の項目の拡充
6	海域における利用調整地区制度の創設
7	生態系維持回復事業の創設
土壌汚染対策法の一部を改正する法律	
8	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表17-4-②参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度に新規採択を要求している公共事業 1 事業を対象として事前評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 26 日に公表。

表 17-3-ウ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	廃棄物処理施設における温暖化対策事業（1 事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-③参照。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「環境省政策評価基本計画」及び「平成 21 年度環境省政策評価実施計画」に基づき、平成 20 年度に行った 9 施策を対象として事後評価を実施し、21 年 8 月 28 日に「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 17-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地球温暖化対策の推進	改善・見直し
2	地球環境の保全	改善・見直し
3	大気・水・土壌環境等の保全	改善・見直し
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	改善・見直し
6	化学物質対策の推進	改善・見直し
7	環境保健対策の推進	改善・見直し
8	環境・経済・社会の統合的向上	改善・見直し
9	環境政策の基盤整備	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-④参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度環境省政策評価実施計画」に基づき、1 つの成果重視事業について事後評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 28 日に「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 17-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	個体識別措置推進事業〔施策5〕	—

(注) 1 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-⑤参照。

2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

3 評価対象政策は、事業完了後の評価を実施したものである。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称
1 地球温暖化対策の推進	1 国内における温室効果ガスの排出抑制 2 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 3 京都メカニズム活用の推進
2 地球環境の保全	1 オゾン層の保護・回復 2 酸性雨・黄砂対策 3 海洋環境の保全 4 地球環境分野における国際協力・研究調査等
3 大気・水・土壌環境等の保全	1 大気環境の保全 2 大気生活環境の保全 3 水環境の保全 4 土壌環境の保全 5 ダイオキシン類・農薬対策
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	1 国内及び国際的な循環型社会の構築 2 循環資源の適正な3Rの推進 3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 5 廃棄物の不法投棄の防止等 6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	1 基盤的施策の実施及び国際的取組 2 自然環境の保全・再生 3 野生生物の保護管理 4 動物の愛護及び管理 5 自然とのふれあいの推進
6 化学物質対策の推進	1 環境リスクの評価 2 環境リスクの管理 3 リスクコミュニケーションの推進 4 国際協調による取組 5 国内における毒ガス弾等対策
7 環境保健対策の推進	1 公害健康被害対策(補償・予防) 2 水俣病対策 3 石綿健康被害救済対策 4 環境保健に関する調査研究
8 環境・経済・社会の統合的向上	1 経済のグリーン化の推進 2 環境に配慮した地域づくりの推進 3 環境パートナーシップの形成 4 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成
9 環境政策の基盤整備	1 環境基本計画の効果的实施 2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 3 環境問題に対する調査・研究・技術開発 4 環境情報の整備と提供・広報の充実

環境省の使命

(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h22/seisaku-taiou.pdf>)参照